

○飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱

平成26年10月1日

飯塚市告示第333号

改正 H28-354、R2-262

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号。以下「条例」という。)に基づき、入居者の随時公募、申込み、選考等の事務取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公募 条例第4条の規定による市営住宅の入居者の募集のうち、入居申込みの期限を定めてするものをいう。
- (2) 随時公募 条例第4条の規定による市営住宅の入居者の募集のうち、現に入居者のいない市営住宅について、入居申込みの期限を定めないのであるものをいう。

(随時公募住宅の指定等)

第3条 随時公募の対象となる住宅(次項において「随時公募住宅」という。)は、一般公募を行っても入居の申込みがなかった住宅のうちから市長が定める。

2 随時公募住宅は、一般公募の対象としない。

(R2-262全改)

(随時公募の時期)

第4条 随時公募の実施期間は、通年とする。

(R2-262全改)

(申込みの受付)

第5条 随時公募の申込みの受付は、住宅課の窓口で行うものとする。

(H28-354、R2-262一改)

(入居の決定)

第6条 随時公募に申し込んだ者が、条例第6条又は第7条に規定する資格を具備している場合は、申込みを受け付けた順にその者を入居者として決定し、随時公募する戸数に達した時点で随時公募を締め切るものとする。

2 新たに随時公募する住宅の受付開始時において、当該住宅に申し込もうとする者の数が複数あるときは、抽選により申込み受付順を決定するものとする。

(R2-262一改)

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年11月30日 告示第354号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年7月28日 告示第262号)

この告示は、令和2年8月10日から施行する。